

東京大学社会科学研究所図書室利用規則

2004年9月9日
教授会制定
2011年4月21日改正
2013年9月12日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、社会科学研究所図書室（以下「図書室」という）の利用について必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 所員及びこれに準ずる者。
- (2) 本研究所非常勤講師、研究補助員、他学部教員及びこれに準ずる者。
- (3) 本学大学院生及びこれに準ずる者、職員。
- (4) 本学学部学生及びこれに準ずる者。
- (5) その他。

(開室日)

第3条 図書室は次に掲げる日を除き開室する。

- (1) 土・日曜日、及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。
- (2) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）。
- (3) 図書委員会が開室を必要と認めた日。

(開室時間)

第4条 開室日における閲覧及び利用時間は、9：00～17：00までとし、12：00～13：00及び16：30～17：00の間は出納の受付を行わない。

(入庫)

第5条 第2条第1号の者は、書庫に入ることができる。

- 2 第2条第2号の者は身分証明書等を預けることにより、書庫に入ることができる。
- 3 第2条第3～5号の者は、原則として書庫に入ることができない。

(閲覧)

第6条 第2条第2号～5号の者は、所定の手続きを行うことで図書室資料を閲覧することができる。

閲覧のために借り出すことができる図書室資料は1回5冊以内とし、閲覧の場所は閲覧室あるいは職員の指定する場所とする。閲覧した図書室資料は当日中に返却しなければならない。

- 2 図書室資料を閲覧に供するため、目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付ける。

(資料利用の制約)

第7条 次の各号に掲げる場合においては利用を制限する。

- (1) 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。)から寄贈又は寄託を受けている場合(当該期間が経過するまでの間に限る。)
- (2) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当図書室において当該原本が現に使用されている場合
- (3) 図書委員会が指定した特別資料など。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第8条 図書委員長は、図書室資料のうち公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書室資料を所蔵する場合は、当該図書室資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(閲覧の制限)

第9条 図書室資料は所定の閲覧室で閲覧し、閉室時間までに所定の場所に返却しなければならない。又、閲覧室が非常に混雑する場合、教育研究に支障をきたすおそれがある場合において、閲覧利用を制限することができる。

(利用証)

第10条 第2条第1～4号の者が、図書室資料の貸出を受ける場合、「東京大学附属図書館利用証」を持参しなければならない。

(貸出)

第11条 貸出の冊数を以下の通りとする。ただし第2条第1号の者は図書委員長の承認を得て増冊することができる。

第2条第1号の者 50冊

第2条第2号の者 20冊

第2条第3、4号の者 5冊

2 貸出の期間を以下の通りとする。継続貸出の必要があるときは、手続きを更新することができる。

第2条第1号の者 3ヵ月

第2条第2、3号の者 1ヵ月

第2条第4号の者 2週間

3 貸出期間が満了したとき、又は利用者が貸出資格を失ったときは、直ちに図書室資料を返却しなければならない。

4 貸出を受けた図書室資料を転貸してはならない。

(照会)

第12条 業務上の必要により貸出中の図書室資料について職員より照会があった場合は、利用者はこれに協力しなければならない。

(予約)

第13条 貸出中の図書室資料の返却後の閲覧又は貸出については予約することができる。

(複写・掲載・翻刻・出陳)

第14条 教育、研究のため図書室資料の複写を希望する者は、「電子複写申込書」を提出することにより複写を行うことができる。又、複写にあたっては著作権を遵守しなければならない。

2 掲載・翻刻・出陳については、学術研究目的に限り、所定の申請書による申請を受付ける。

(相互利用)

第15条 本研究所所属の者は、他大学等に対する相互利用サービス（文献複写、現物貸借）を受けることができる。

(参考調査)

第16条 利用者は、研究上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係資料の調査について、図書室に依頼することができる。

(賠償責任)

第17条 図書室資料を汚損、破損、紛失した者及び設備・備品等を損失した者は、直ちに図書室に届けるとともに損害を賠償しなければならない。

(規律の維持)

第18条 利用者は、この規則及び図書室の指示する事項を守らなければならない。

2 図書委員長は、下記の者に対して図書室の利用を禁止又は一定期間利用を停止させることができる。

(1) 図書室において、暴力、窃盗、痴漢、盗撮、のぞき、粗暴な振る舞い等、本学学生、教職員及びその他の利用者に迷惑をかける行為を行い、図書室内の秩序と安全を損なった者。

(2) 東京大学附属図書館を構成する他の図書館・室（東京大学附属図書館基本規則第2条に規定する図書館をいう。）において、前号と同様の行為を行った者で、附属図書館長から利用停止の要請があった者。

(3) その他、前項の定めに違反した者。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書室の利用について必要な事項は、図書委員会が定める。

附 則

この規則は、2004年4月1日から施行する。

社会科学研究所図書利用規程（昭和40.5.施行）は廃止する。

附 則

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2013年9月12日から施行する。